

3 2 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成 10 年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成 25 年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 8 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

（単位 世帯，人，％）

区 分		世帯数	人 員	保 護 率					
				全国	県 分	広島市	呉市	福山市	県総計
平成 30 年度	県 分	5,795	7,640	16.6	8.09	20.76	16.09	13.73	15.01
	広島市分	18,720	24,877						
	呉市分	2,852	3,597						
	福山市分	4,852	6,364						
	計	32,219	42,478						
平成 29 年度	県 分	5,939	7,984	16.8	8.45	21.31	16.45	14.03	15.47
	広島市分	19,042	25,547						
	呉市分	2,939	3,743						
	福山市分	4,886	6,503						
	計	32,806	43,777						
平成 28 年度	県 分	5,971	8,155	16.9	8.57	22.23	17.33	14.52	15.98
	広島市分	19,364	26,408						
	呉市分	3,028	3,934						
	福山市分	4,956	6,692						
	計	33,319	45,189						

（注）保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯, %)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者世帯	その他の 世帯	計
平成 30年度	県 分	2,991 (52.0)	325 (5.7)	1,550 (27.0)	885 (15.4)	5,751 (100.0)
	広島市分	8,706 (46.7)	1,359 (7.3)	5,640 (30.2)	2,945 (15.8)	18,652 (100.0)
	呉市分	1,587 (32.8)	118 (2.5)	714 (15.0)	397 (8.2)	2,817 (100.0)
	福山市分	2,627 (54.3)	271 (5.6)	1,458 (30.1)	482 (10.0)	4,841 (100.0)
	計	15,913 (49.6)	2,075 (6.5)	9,364 (29.2)	4,710 (14.7)	32,062 (100.0)
平成 29年度	県 分	2,988 (50.8)	364 (6.2)	1,589 (27.0)	945 (16.1)	5,886 (100.0)
	広島市分	8,637 (45.5)	1,477 (7.8)	5,693 (30.0)	3,157 (16.6)	18,965 (100.0)
	呉市分	1,621 (55.6)	127 (4.3)	771 (26.4)	399 (13.7)	2,918 (100.0)
	福山市分	2,552 (52.3)	282 (5.8)	1,522 (31.2)	521 (10.7)	4,877 (100.0)
	計	15,798 (48.4)	2,249 (6.9)	9,576 (29.3)	5,022 (15.4)	32,645 (100.0)
平成 28年度	県 分	2,934 (49.6)	364 (6.2)	1,649 (27.9)	970 (16.4)	5,917 (100.0)
	広島市分	8,406 (43.6)	1,617 (8.4)	5,786 (30.0)	3,484 (18.1)	19,293 (100.0)
	呉市分	1,602 (53.6)	137 (4.6)	826 (27.6)	424 (14.2)	2,989 (100.0)
	福山市分	2,489 (50.3)	322 (6.5)	1,590 (32.2)	543 (11.0)	4,944 (100.0)
	計	15,431 (46.6)	2,440 (7.4)	9,851 (29.7)	5,421 (16.4)	33,143 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。
2 () 内は、構成割合である。

【事業の内容】

1 生活保護事業の推進（予算額 388,891千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 350,371千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和25年度創設）

第3表 扶助の状況

扶助別人員の状況 (1か月平均)

(単位 人, %)

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	被保護人員	
平成30年度	県分	6,659 (87.2)	484 (6.3)	5,675 (74.3)	1,167 (15.3)	6,546 (85.7)	1 (0.0)	171 (2.2)	8 (0.1)	7,638
	広島市分	21,691 (87.2)	1,803 (7.2)	22,369 (89.9)	3,326 (13.4)	18,173 (73.1)	6 (0.0)	685 (2.8)	46 (0.2)	24,877
	呉市分	3,145 (87.4)	173 (4.8)	2,806 (78.0)	528 (14.7)	3,145 (87.4)	0 (0.0)	79 (2.2)	9 (0.3)	3,597
	福山市分	5,579 (87.7)	353 (5.6)	5,637 (88.6)	1,238 (19.5)	5,303 (83.3)	0 (0.0)	154 (2.4)	5 (0.1)	6,363
	計	37,075 (87.3)	2,814 (6.6)	36,488 (85.9)	6,260 (14.7)	33,168 (78.1)	9 (0.0)	1,090 (2.6)	69 (0.2)	42,477
平成29年度	県分	7,014 (87.9)	521 (6.5)	5,952 (74.5)	1,171 (14.7)	6,909 (86.5)	2 (0.0)	202 (2.5)	8 (0.1)	7,984
	広島市分	22,423 (87.8)	1,950 (7.6)	23,059 (90.3)	3,233 (12.7)	18,513 (72.5)	6 (0.0)	708 (2.8)	50 (0.2)	25,546
	呉市分	3,308 (88.4)	183 (4.9)	2,930 (78.3)	517 (13.8)	3,268 (87.3)	1 (0.0)	91 (2.4)	9 (0.2)	3,744
	福山市分	5,792 (89.1)	408 (6.3)	5,793 (89.1)	1,184 (18.2)	5,370 (82.6)	0 (0.0)	139 (2.1)	3 (0.0)	6,503
	計	38,537 (88.0)	3,062 (7.0)	37,734 (86.2)	6,105 (13.9)	34,060 (77.8)	9 (0.0)	1,140 (2.6)	70 (0.2)	43,777
平成28年度	県分	7,255 (89.0)	563 (6.9)	6,134 (75.2)	1,174 (14.4)	7,137 (87.5)	2 (0.0)	202 (2.5)	10 (0.1)	8,155
	広島市分	23,371 (88.5)	2,126 (8.1)	23,953 (90.7)	3,084 (11.7)	18,922 (71.7)	6 (0.0)	750 (2.8)	43 (0.2)	26,408
	呉市分	3,456 (87.8)	215 (5.5)	3,040 (77.3)	504 (12.8)	3,402 (86.5)	1 (0.0)	97 (2.5)	7 (0.2)	3,934
	福山市分	5,980 (89.4)	451 (6.7)	5,931 (88.6)	1,137 (17.0)	5,483 (81.9)	1 (0.0)	157 (2.3)	4 (0.1)	6,692
	計	40,062 (88.7)	3,355 (7.4)	39,058 (86.4)	5,899 (13.1)	34,944 (77.3)	10 (0.0)	1,206 (2.7)	64 (0.1)	45,189

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。

2 保護停止中を含む。

3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円, %)

区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計	
平成30年度	県分	3,272,540 (27.6)	1,387,446 (11.7)	60,503 (0.5)	225,124 (1.9)	6,859,148 (57.8)	5,130 (0.0)	33,290 (0.3)	17,387 (0.1)	11,860,568 (100.0)
	広島市分	12,736,103 (31.4)	7,519,765 (18.6)	220,597 (0.5)	712,782 (1.8)	19,049,176 (47.0)	22,608 (0.1)	126,208 (0.3)	115,832 (0.3)	40,503,071 (100.0)
	呉市分	1,696,256 (28.7)	727,848 (12.3)	18,568 (0.3)	122,492 (2.1)	3,312,421 (56.0)	4,602 (0.1)	12,637 (0.2)	20,654 (0.3)	5,915,478 (100.0)
	福山市分	3,194,020 (32.0)	1,621,112 (16.2)	42,637 (0.4)	234,840 (2.4)	4,845,594 (48.5)	2,696 (0.0)	26,716 (0.3)	16,088 (0.2)	9,983,703 (100.0)
	計	20,898,919 (30.6)	11,256,171 (16.5)	342,305 (0.5)	1,295,238 (1.9)	34,066,339 (49.9)	35,036 (0.1)	198,851 (0.3)	169,961 (0.2)	68,262,820 (100.0)
平成29年度	県分	3,499,603 (28.1)	1,419,729 (11.4)	70,470 (0.6)	219,401 (1.8)	7,182,183 (57.7)	5,511 (0.0)	41,909 (0.3)	15,761 (0.1)	12,454,567 (100.0)
	広島市分	13,638,365 (32.6)	7,731,397 (18.5)	267,526 (0.6)	727,018 (1.7)	19,116,952 (45.8)	28,395 (0.1)	146,631 (0.4)	127,137 (0.3)	41,783,421 (100.0)
	呉市分	1,939,441 (29.9)	758,741 (11.7)	24,717 (0.4)	103,173 (1.6)	3,607,441 (55.7)	2,871 (0.0)	18,413 (0.3)	21,378 (0.3)	6,476,175 (100.0)
	福山市分	3,374,583 (33.0)	1,641,354 (16.1)	54,426 (0.5)	225,937 (2.2)	4,890,111 (47.8)	1,650 (0.0)	27,980 (0.3)	10,045 (0.1)	10,226,086 (100.0)
	計	22,451,992 (31.6)	11,551,221 (16.3)	417,139 (0.6)	1,275,529 (1.8)	34,796,687 (49.1)	38,427 (0.1)	234,933 (0.3)	174,321 (0.2)	70,940,249 (100.0)
平成28年度	県分	3,638,583 (29.2)	1,442,155 (11.6)	78,335 (0.6)	237,909 (1.9)	6,987,485 (56.1)	7,101 (0.1)	45,081 (0.4)	21,451 (0.2)	12,458,100 (100.0)
	広島市分	14,398,116 (33.5)	8,038,164 (18.7)	288,664 (0.7)	681,056 (1.6)	19,255,911 (44.8)	23,547 (0.1)	157,951 (0.4)	110,508 (0.3)	42,953,917 (100.0)
	呉市分	2,069,592 (31.5)	773,369 (11.8)	28,956 (0.4)	111,253 (1.7)	3,548,673 (54.0)	3,418 (0.1)	15,958 (0.2)	15,311 (0.2)	6,566,530 (100.0)
	福山市分	3,589,373 (33.7)	1,671,189 (15.7)	58,732 (0.6)	241,082 (2.3)	5,063,085 (47.5)	1,619 (0.0)	29,358 (0.3)	9,423 (0.1)	10,663,861 (100.0)
	計	23,695,664 (32.6)	11,924,877 (16.4)	454,687 (0.6)	1,271,300 (1.8)	34,855,154 (48.0)	35,685 (0.0)	248,348 (0.3)	156,693 (0.2)	72,642,408 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。

[負担割合 国3/4, 県1/4 (市1/4)]

2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況（令和2年4月1日現在）

（単位 所）

区 分		医 科	歯 科	調 剤	計
生 活 保 護 法 定 指 指	県 分	818	519	582	1,919
	広島市分	1,124	649	662	2,435
	呉市分	214	150	134	498
	福山市分	336	233	227	796
	計	2,492	1,551	1,605	5,648

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況（令和2年4月1日現在）

（単位 所）

区 分		サービス別事業者数							計	
		居宅介護 支援	居宅 サービス	介護予防 サービス	介護予防 支 援	地域密着型 サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設		介護療養型 医療施設
生 活 保 護 法 定 指 指	県 分	318	3,100	2,002	35	482	84	49	20	6,090
	広島市分	374	1,046	446	41	400	66	32	13	2,418
	呉市分	74	207	288	8	73	15	17	2	684
	福山市分	154	675	722	16	481	21	15	7	2,091
	計	920	5,028	3,458	100	1,436	186	113	42	11,283

（注）訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所状況（令和2年3月末日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定 員	入 所 人 員					計
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県 外 分	
救護施設	呉 広 風 園	55	7	5	40		1	53
	み つ ぎ 清 風 園	100	60	6	0	30	1	97
	救 護 院	60	5	52	0	0	3	60
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 22,425 千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和 27 年度創設）

第 7 表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所，％）

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監査
令和 2 年度（予定）	22	22	100.0	—	—	1
令和元年度	22	22	100.0	—	—	1
平成 30 年度	22	22	100.0	—	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を实地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和 27 年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 2,034 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第 8 表 任意事業の実施状況（令和 2 年度予定）

（単位 所）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	子どもの学習・ 生活支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	6	7	11	9	—
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	—	1	—
福山市分	—	—	1	1	—
計	8	9	13	12	1

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第 9 表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

（単位 件）

区 分	件 数
県 分	10
広島市分	12
呉市分	4
福山市分	11

（注）令和元年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 836 千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和 33 年広島県規則第 11 号）によって県が負担（広島市、呉市及び福山市を除く。）する。（昭和 33 年度創設）

第 10 表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

（単位 件、円）

区 分	件 数	費 用 負 担 額
令和 2 年度（予定）	4	836,000
令 和 元 年 度	3	486,087
平 成 30 年 度	3	489,079

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 10/10〕

4 自立更生のための資金援助（予算額 26,951 千円）

(1) 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和 30 年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 11 表 生活福祉資金の貸付状況

（単位 件、千円）

資金の種類	令和元年度				平成 30 年度				平成 29 年度				
	貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付申込		貸付申込		貸付申込		
	件数	金額	件数	件数	件数	件数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費	1	318,000	1	318,000	4	1,394	4	1,352	5	1,608	4	1,302
	住宅入居費	0	0	0	0	1	291	1	291	1	134	0	134
	一時生活再建費	0	0	0	0	1	189	1	189	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	46	8,964,895	45	8,639,520	48	11,172	45	9,066	75	29,425	68	26,053
	緊急小口資金	238	33,385,000	90	8,714,000	215	23,651	211	23,037	87	4,656	81	4,308
教育支援資金	教育支援費	14	10,551,000	14	10,308,000	21	28,672	18	19,178	13	5,576	12	5,279
	就学支度費	22	7,584,000	23	7,768,000	30	11,010	29	10,493	27	7,468	24	6,854
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,378	1	11,378
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	5	37,492,000	5	37,492,000	7	36,520	5	28,640	4	30,253	3	25,473
計		326	98,295,895	178	73,239,520	327	112,899	314	92,246	213	90,498	194	80,781

（注）広島市、福山市及び呉市を含む。

(2) 緊急生活安定資金の貸付け

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。）に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。（昭和 53 年度創設）

- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 12 表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和元年度	42	1,292,200	42	1,292,200	50,000,000
平成30年度	41	1,470,343	40	1,440,343	50,000,000
平成29年度	81	3,009,800	81	3,009,800	50,000,000

(注) 広島市, 福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。（平成 21 年度創設）

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 13 表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和元年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0

(注) 1 広島市, 福山市及び呉市を含む。
2 平成 21 年 10 月 1 日受付開始